

結婚式・披露パーティー会場における共通約款

本約款は、結婚式・披露パーティーを行う予定であるお客様と当館との相互の信頼を高め、結婚式・披露パーティーを円滑に執り行うことを目的として作成されたものです。なお、この約款の解釈・運用につきましては、お客様及び当館双方の利益を考慮させていただきます。

第1条[契約の成立]

申込者の申込書への署名をもって契約は成立いたします。

第2条[挙式・披露パーティー時間の設定と時間変更]

会場の使用時間は、あらかじめお客様と取り決めさせていただきました時間内といたします。お客様のご都合により、あらかじめ取り決めました披露パーティー時間を超過した場合には、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、次の会場使用時間との関連で、使用時間の超過に応じられない場合もございます。

第3条[人数確定後の変更]

最終人数は、挙式・披露パーティーの前日の正午までに確定させていただきます。最終人数を確定した後に、披露パーティーに出席されるお客様の人数が減少した場合であっても、すでに発注、その他手配が完了しているものに関しては、確定した人数分の料金を頂戴いたします。また、すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。

第4条[お客様による衣装・引出物等の手配]

お客様のご都合により、衣装・引出物等を用意される場合には、別に定める細則により取り決めさせていただきます。

第5条[お客様による装飾・余興等の手配]

お客様のご都合により、装飾・余興等を業者に直接手配される場合には、挙式・披露パーティーを円滑に行うため、事前に会場との調整をお願いいたします。

第6条[費用の支払期日]

挙式・披露パーティー実施後2週間から3週間後を目どに、最終のお見積り金額に基づき請求書を作成し、ご郵送させていただきます。お客様は、請求書到着の1ヶ月以内に、請求書記載の金額を当館指定銀行口座にお振込みください。

第7条[お客様による解約]

お客様が既に契約された挙式・披露パーティーを解約される場合には、解約料金を頂戴いたします。その額は以下の通りです。ここでのお見積額は解約時点でのお見積額です。

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ① お申込日から開催日 31 日前まで | 印刷物等の実費諸費用 |
| ② 開催日 30 日前から 15 日前まで | ご利用会場 3 時間の規定会議室料金及び実費諸費用 |
| ③ 開催日 14 日前から 7 日前まで | 現時点でのお見積額(サービス料を除く)の 80%まで及び印刷物等の実費 |
| ④ 開催日 6 日前から前日正午まで | 現時点でのお見積額(サービス料を除く)の 90%まで及び印刷物等の実費 |
| ⑤ 開催日前日正午から当日 | お見積額 (サービス料を除く) の全額 |

ご日程の延期につきましては、解約の場合に準じたお取り扱いとさせていただきます。ただし、ご日程の確定している延期の場合には、別に定める細則により取り決めさせていただきます。

すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。

第8条[お客様に対する解約]

以下の場合には、挙式・披露パーティーをご解約させていただきます。

- ① お客様が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体または関係者であることが判明した場合、その他法令及び公序良俗違反のおそれがある場合
- ② 他のお客様に迷惑のかかるおそれがある場合
- ③ 天災その他、会場側の責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合。なお、上記の場合のご解約につきましては、ご解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。

第9条[施設内における事故・盗難]

施設内において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当館の故意または重大な過失がある場合を除き、当館は一切責任を負いませんので十分にご注意ください。

第10条[禁止事項]

法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為及び他のお客様に迷惑のかかる行為は禁止します。

(禁止事項の例示) ・大音響を発するものを持ち込み・盲導犬、介助犬、聴導犬以外のペットの持ち込み・引火・発火のおそれのあるものを持ち込み・悪臭を発するものを持ち込み・危険な行為・備品等の移動、損傷・汚損
その他結婚式、披露パーティーに関する使用目的以外の利用

第11条[個人情報の取り扱い]

ご予約いただいたお客様の個人情報は、当館において厳重かつ適正に管理いたします。

また、以下の目的以外には利用いたしません。

- ① 婚礼に関するお客様への各種ご連絡及び新商品プラン、イベント等に関する情報のお知らせ、アンケート等
- ② 挙式・披露パーティーの運営に必要な範囲での衣装、美容着付、写真、招待状、引出物等当館と機密保持契約を締結している指定業者への連絡
- ③ 警察、税務署、裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求書

第12条[その他]

- ① 施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合があります。
- ② その他約款に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された慣習に従っていただくものとさせていただきます。